学校法人二戸学園寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人二戸学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目6番30号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
 - (1) 岩手保健医療大学 大学院 看護学研究科

看護学部 看護学科

(2) 岩手保健医療大学附属幼稚園

(付随事業)

第4条の2 この法人は、本法人が行う教育研究事業に付随する事業として、次に掲げる保育機能施設を設置する。

保育機能施設 岩手保健医療大学附属こども園

第3章 役員及び理事会

(役員)

- 第5条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 9人
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を 解任するときも、同様とする。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち1人を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

- 第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 岩手保健医療大学長(以下「学長」という。)及び岩手保健医療大学附属幼稚園長 (以下「園長」という。)

- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 4人
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 3人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長及び園長、又は評議員の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。

(監事の選任)

- 第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、 評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選 出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族が 1人を超えて含まれることになってはならない。

(役員の任期)

- 第9条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員の補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

- 第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席 した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを 解任することができる。
 - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の職務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき
- 2 役員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったと

き

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

- 第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。 (理事長業務の代理等)
- 第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

- 第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会 に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの 法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめること を請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合 はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名 で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。 (業務の決定の委任)
- 第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。 (議事録)
- 第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、 常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第20条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、19人以上の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付 議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合 はこの限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

- 第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見 を聴かなければならない。
 - (1) 予算及び事業計画
 - (2) 事業に関する中期的な計画
 - (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本 財産の処分並びに運用財産の中の不動産及び積立金の処分
 - (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の 利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの (評議員会の意見具申等)
- 第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- 第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において 選任した者 5人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者 2人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 12人以上
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を 失うものとする。

(任期)

- 第25条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上 の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金 とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とす る。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の 部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむ を得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その 一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託 銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保 管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の 不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、入学検定料収入、保育料収 入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、4年以上6年以内において理事会で定める 期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得な ければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければな らない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)につい ても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

- 第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、そ の意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

- 第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支決算書、 事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をい う。)を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為 を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これ を閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

- 第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの 利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
 - (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
 - (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
 - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に 係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
 - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準 (役員及び評議員への報酬)
- 第38条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月 以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

- 第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した 理事の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に 掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上 の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分 の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会に おいて出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければなら ない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

- 第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、 常に各事務所に備えて置かなければならない。
 - (1) 役員及び評議員の履歴書
 - (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

- 第46条 この法人の公告は、学校法人二戸学園の掲示板に掲示して行う。 (施行規則)
- 第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 (理事長) 太田利夫 理事 太田キヨ 理事 簗田喜一郎 柵山鐵太郎 理事 理事 藤田秀元 中舘真一 理事 監事 泉山 殖 監事 久保田洋一

2 第24条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が 年齢25年以上になるまでの間「園児の父兄」と読みかえる。

附 則

1 この寄附行為は、岩手県知事の認可の日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、岩手県知事の認可の日から施行する。

附則

1 この寄附行為は、岩手県知事の認可の日(平成27年4月27日)から施行する。

附則

1 この寄附行為は、岩手県知事の認可の日(平成27年7月2日)から施行する。 なお、この寄附行為施行日において第24条第1項第1号及び第2号の規定により評 議員に選任されている者は、当該選任任期期間まで評議員としての任期を有するものと する。

附則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成28年8月31日)から施行する。

附則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成30年3月30日)から施行する。

附則

1 この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成30年8月22日)から施行する。

附則

1 この寄附行為は、平成31年3月27日から施行する。

附則

- 1 令和2年2月12日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和2年10月23日)から施行する。

新旧の比	較 対 照 表		
新	旧		
(設置する学校)	(設置する学校)		
第4条 この法人は、前条の目的を達成する	第4条 この法人は、前条の目的を達成する		
ため、次に掲げる学校を設置する。	ため、次に掲げる学校を設置する。		
(1)岩手保健医療大学 大学院 看護学研究科	(1) (大学院新設)		
看護学部 看護学科	岩手保健医療大学 看護学部 看護学科		
(2)岩手保健医療大学附属幼稚園	(2)岩手保健医療大学附属幼稚園		
附則	附則		
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日			
(令和 年 月 日)から施行する。			

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類										
区		分	年	度	令和元年度	開設年度の前年度 (令和2年度)	開設年度 (令和3年度)	令和4年度	合	計
		校		地	千円	千円	千円	千円		千円
		(うち	造成	費)	【借用4,331.48㎡。契	約期間:平成28年4月~	令和23年3月。契約の	相手方:株式会社アイ	· ſリスケアサ	├―ビス。】
	施	基	準	内	_	_	_	_	_	_
設 置 経 費	設	基	準	外	_	_	_	_	_	_
栓 費		図		書		1,424	734	_		2,158
Į Į	設	教		具						
	備	校		具	_	2,575	_			2,575
		備		品						
		小		計		3,999	734	_		4,733
新設校 0	り開言	9年度	の経	常経費						
合				計	<u> </u>	3,999	734	_		4,733
の既	 施	基	 準	内		25,306 千円				
の転共用	設	基	準	外	0 千円					
世代 共か	H 校 H か 設 図 書		648 千円							
用。	備	教具	具•校具	•備品	2,519 千円					

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類						
区 分	財源 充 当 額	財源の調達方法				
現金預金	4, 733千円	令和元年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金170,889千円 のうち、4,733千円を財源に充当				
合 計	4, 733千円					

様式第6号その2(第11条関係)

財産目録総括表						
年 度	2018年度末	2019年度末	申請時			
科目	(開設年度から3年前の年度)	(開設年度の前々年度)	(2020年3月31日)			
一 基本財産	2,011,912千円	1,965,481千円	1,965,481千円			
二 運用財産	233,550千円	172,714千円	172,714千円			
三 負債額	128,015千円	156,224千円	156,224千円			
1 固定負債	6,477千円	34,427千円	34,427千円			
2 流動負債	121,538千円	121,797千円	121,797千円			
四 基本財産+運用財産	2,245,462千円	2,138,195千円	2,138,195千円			
五 純資産(四一三)	2,117,447千円	1,981,971千円	1,981,971千円			

貸借対照表

令和2年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	1,965,481,217	2,011,911,840	△ 46,430,623
有形固定資産	1,958,961,645	2,003,747,816	△ 44,786,171
特定資産	0	0	0
その他の固定資産	6,519,572	8,164,024	△ 1,644,452
流動資産	172,713,830	233,550,353	△ 60,836,523
資産の部合計	2,138,195,047	2,245,462,193	△ 107,267,146
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	34,427,425	6,476,889	27,950,536
流動負債	121,796,761	121,538,345	258,416
負債の部合計	156,224,186	128,015,234	28,208,952
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	2,210,417,508	2,192,513,311	17,904,197
第1号基本金	2,180,417,508	2,167,513,311	12,904,197
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第 4 号基本金	30,000,000	25,000,000	5,000,000
繰越収支差額	△ 228,446,647	△ 75,066,352	△ 153,380,295
純資産の部合計	1,981,970,861	2,117,446,959	△ 135,476,098
負債及び純資産部合計	2,138,195,047	2,245,462,193	△ 107,267,146

様式第7号その1(第11条関係)

事業計画及びこれに伴う予算書

事 業 計 画

〇 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事業規	塻 等	実 施 時 期	備考	
		内国図書	80 冊			
	 図書の購入	外国図書	40 Ⅲ			
 令和2年度	図音の無人	学術雑誌	種	↑ 令和3年3月予定	岩手保健医療大学	
7 和 2 千 及		データベース	点	「中和3年3万)を	大学院専用	
	教具・備品の購入	研究室用備品	48 点			
	 教兵・	講義室用備品	23 点			
		内国図書	52 Ⅲ			
● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	図書の購入	外国図書	28 冊	↑ 令和4年3月予定	岩手保健医療大学 大学院専用	
市和5千度		学術雑誌	種			
		データベース	点			
		内国図書	₩			
令和4年度	図書の購入	外国図書	₩	_	_	
		学術雑誌	種	_		
		データベース	点			

様式第10号その1(第12条関係)

資 金 収 支 予 算 決 算 総 括 表

(収入の部)	(単位	千円)
(1X)(0)(1)	\ + \=	J /

(IN) (V) HIP /			\— <u> — — 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>
年	度	開設年度	完成年度
科 目		新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		2,400	4,050
手数料収入		90	90
寄付金収入			
補助金収入			
資産運用収入			
資産売却収入			
事業収入			
雑収入			
借入金収入			
前受金収入		2,400	2,400
その他収入		938	962
資金収入調整勘定		△ 2,400	△ 2,400
前年度繰越支払資金	·	△ 1,509	△ 9,419
収入の部合計	, and the second	1,919	△ 4,317

(支出の部) (単位 千円)

			\— <u>— 113</u> /
	年 度	開設年度	完 成 年 度
科 目		新設校分	新設校分
人件費支出		8,066	8,095
教育研究経費支出		1,600	1,900
管理経費支出			
借入金等利息支出			
借入金等返済支出			
施設関係支出			
設備関係支出		734	
資産運用支出			
その他の支出		938	962
〔 予備費 〕			
資金支出調整勘定	·		
翌年度繰越支払資金		△ 9,419	△ 15,274
支出の部合計		1,919	△ 4,317

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

					(単位 千円)
学生生徒等納付金			———— 年 度		
手数料	科	E		新設校分	新設校分
Va Series Ser			学生生徒等納付金	2,400	4,050
大			手数料	90	90
教育活動収入 経常費等補助金 大(村随事業収入 難収入 教育活動収入 計 2,490 4,140 人件費 教育活動支出 計 教育活動支出 計 教育活動文支差額 8,066 8,095 教育活動支出 計 教育活動以支差額 夕,666 9,995 教育活動以支差額 公 7,176 公 5,855 权 入 教育活動外収入 計 支 名の他の教育活動外支出 計 教育活動外收支差額 0 0 技育企外支差額 公 7,176 公 5,855 技育企外支差額 公 7,176 公 5,855 技育企の他の特別収入 特別収入 計 支資企処分差額 0 0 その他の特別収入 特別収支差額 0 0 大門収支差額 0 0 大門収支差額 0 0 基本金組入前当年度収支差額 公 7,176 公 5,855 財中度収支差額 公 7,176 公 5,855 前年度線越収支差額 公 7,176 公 5,855 前年度線越収支差額 公 7,910 公 5,855 前年度線越収支差額 公 7,910 公 5,855 前年度線越収支差額 公 11,819 公 17,674		収	寄付金		
教育活動収入 報収入 教育活動収入計 2,490 4,140 人件費 支 支 支 を育研究経費 他収不能額等 教育活動支出計 多666 9,995 教育活動支出計 教育活動収支差額 △ 7,176 △ 5,855 教育活動外収入 教育活動外収入計 支 世 を一他の教育活動外収支差額 ○ 0 技 をの他の教育活動外支出計 教育活動外収支差額 ○ 0 0 技 をの他の教育活動外収支差額 ○ 7,176 △ 5,855 大 特別収支差額 ○ 7,176 △ 5,855 大 特別収入計 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大					
報収入 数育活動収入 計	教	入			
数育活動収入 計	育				
財収支 大件費 8,066 8,095 数育研究経費 1,600 1,900 管理経費 数育活動文出計 9,666 9,995 教育活動収支差額 △ 7,176 △ 5,855 数育活動外収入計 0 0 数育活動外収入計 0 0 基本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 0 0 基本金取前額 △ 7,176 △ 5,855 基本金取前額 ○ 0 0 基本金取前額 △ 7,176 △ 5,855 基本金取前額 ○ 7,176 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 7,176 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 7,176 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 翌年度繰越収支差額 △ 11,819 △ 17,674	洁		教育活動収入 計	2 490	4 140
支 支 教育研究経費	期				
世 管理経費 微収不能額等 教育活動支出計 9,666 9,995 教育活動収支差額 △ 7,176 △ 5,855 教育活動収支差額 ○ 7,176 △ 5,855 数有活動外収入計 0 0 基本金組入前当年度収支差額 ○ 7,176 △ 5,855 基本金取前額 ○ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 翌年度繰越収支差額 △ 11,819 △ 17,674	쌒	₹			
出 徴収不能額等 教育活動文量額 9,666 9,995 教育活動収支差額 △ 7,176 △ 5,855 要取利息・配当金 その他の教育活動外収入 教育活動外収入計 0 0 支出 在の他の教育活動外支出 教育活動外収支差額 0 0 を常収支差額 △ 7,176 △ 5,855 を常収支差額 △ 7,176 △ 5,855 を常収支差額 ○ 7,176 △ 5,855 を定売却差額 ○ 0 0 その他の特別収入計 ○ 0 0 を売却差額 ○ 0 0 その他の特別支出特別支出計 ○ 0 0 特別収入計 ○ 0 0 支地 特別収入計 ○ 0 0 本会組入前支出計 ○ 0 0 本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 7,176 △ 5,855 前年度機越収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度機越収支差額 △ 11,819 △ 17,674	×	^	管理経 費	1,000	1,000
教育活動支出 計		出			
教育活動収支差額			教育活動支出 計	9 666	9 995
教育活動外収入 受取利息・配当金 その他の教育活動外収入 0 支出 借入金等利息 その他の教育活動外支出 0 教育活動外支出計 0 教育活動外収支差額 0 投票収支差額 △ 7,176 本定地 資産売却差額 その他の特別収入 0 特別収入計 0 支出 その他の特別収入 特別収入計 0 資産処分差額 0 その他の特別支出 0 特別攻上計 0 その他の特別支出 0 特別攻差額 0 区本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674					
教育活動外収入 大の他の教育活動外収入 支出 世代人会等利息 その他の教育活動外支出 0 教育活動外支出計 0 教育活動外支出計 0 教育活動外収支差額 0 投入 経常収支差額 本の他の特別収入 0 特別収入計 0 支出 資産売却差額 その他の特別収入 0 特別収入計 0 資産処分差額 0 その他の特別支出 0 特別収支差額 0 区本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 7,910 △ 5,855 前年度線越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674				<u> </u>	<u> </u>
活動外収支 大田市 (大田) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	教				
支出 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大	育	入		0	0
外収支 その他の教育活動外支出計 0 0 教育活動外収支差額 0 0 経常収支差額 △ 7,176 △ 5,855 経常収支差額 △ 7,176 △ 5,855 での他の特別収入計 0 0 資産処分差額 その他の特別支出 0 0 大別収支差額 0 0 0 特別収支差額 0 0 0 基本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 734 ○ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取前額 △ 11,819 △ 17,674				U	
収支 出 教育活動外支出計 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		支			
文 教育活動外収支差額 0 0 経常収支差額 △ 7,176 △ 5,855 収入 資産売却差額 0 0 その他の特別収入 特別収入計 0 0 支出 資産処分差額 0 0 その他の特別支出 サ制収支差額 0 0 特別収支差額 0 0 0 基本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674	収	出		0	n
経常収支差額 △ 7,176 △ 5,855 特別収支差額 ②産売却差額 ○ 0 ○ 0 その他の特別収入 ・ 0 ○ 0 ・方間である。 ・ 0 ○ 0 ・特別収支差額 ○ 0 ○ 0 ・おり取支差額 ○ 0 ○ 0 ・特別収支差額 ○ 7,176 ○ 5,855 基本金組入額合計 ○ 734 当年度収支差額 ○ 7,910 ○ 5,855 前年度繰越収支差額 ○ 3,909 ○ 11,819 基本金取崩額 ○ 11,819 ○ 17,674	支				
特別収入 資産売却差額 その他の特別収入 0 支出 資産処分差額 その他の特別支出 0 特別収支差額 0 本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 基本金組入額合計 △ 7,34 当年度収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674	\vdash			_	•
特別収入 その他の特別収入 つ 0 0 支担 資産処分差額 0 0 その他の特別支出 特別支出計 0 0 特別支出計 0 0 基本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 734 当年度収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674				<u> </u>	△ 0,000
特別収入計 0 0 支出 資産処分差額 0 その他の特別支出計 0 0 特別収支差額 0 0 基本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 734 当年度収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674					
別収支 支 資産処分差額 0 0 その他の特別支出 特別収支差額 0 0 「予備費」 基本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 734 当年度収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674	特	入		0	0
収支 スレー その他の特別支出 0 0 特別攻支差額 0 0 「予備費」 0 0 基本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 7,910 △ 5,855 前年度線越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674				U	U
中別支出計 0 特別収支差額 0 「予備費」 0 基本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 7,910 △ 5,855 前年度収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674	収				
特別収支差額 0 0 「予備費」 本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 7,910 △ 5,855 当年度収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674	支	出	性別支出 計	0	0
【予備費】 基本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 7,910 △ 5,855 当年度収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674					
基本金組入前当年度収支差額 △ 7,176 △ 5,855 基本金組入額合計 △ 7,910 △ 5,855 当年度収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674		3.供多		U	U
基本金組入額合計 △ 734 当年度収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674				A 7 176	V E 0EE
当年度収支差額 △ 7,910 △ 5,855 前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674					△ 0,800
前年度繰越収支差額 △ 3,909 △ 11,819 基本金取崩額 △ 11,819 △ 17,674					V E 0EE
基本金取崩額 翌年度繰越収支差額 △ 11,819 △ 17,674					
翌年度繰越収支差額 △ 11,819 △ 17,674				<u>△</u> 3,909	△ 11,819
				A 11 010	A 17674
_(参考)	五十	-)支前	米地以义左領	<u> </u>	△ 17,674
	(参	考)			
事業活動収入 計 2,490 4,140	事業	活重	协収入 計	2.490	4.140
事業活動支出 計 9,666 9,995					